

# 令和5年第3回九戸村議会定例会

令和5年9月8日（金）

午前10時 開議

## ◎議事日程（第3号）

- 日程第1 議案第1号 九戸村下水道事業の設置等に関する条例
- 日程第2 議案第2号 令和5年度九戸村一般会計補正予算(第4号)
- 日程第3 議案第3号 令和5年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第4 議案第4号 令和5年度戸田財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第5号 令和5年度伊保内財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第6号 令和4年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第7号 令和4年度九戸村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第8号 令和4年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第9号 令和4年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第10号 令和4年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第11号 令和4年度九戸村索道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第12号 令和4年度戸田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第13号 令和4年度伊保内財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第14号 令和4年度江刺家財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第15号 令和4年度九戸村水道事業会計決算認定について
- 日程第16 議案第16号 令和4年度九戸村水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し議決を求めることについて

◎出席議員（10人）

1番	大崎	優一	君	6番	坂本	豊彦	君
2番	久保	えみ子	君	8番	岩渕	智幸	君
3番	渡	保男	君	9番	保大木	信子	君
4番	川戸	茂男	君	10番	古舘	巖	君
5番	中村	國夫	君	12番	桂川	俊明	君

◎欠席議員（2人）

7番	櫻庭	豊太郎	君
11番	高崎	覺志	君

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴山	裕康	君							
副	村	長	伊藤	仁君							
教	育	長	高橋	良一君							
総	務	課	長	中奥	達也君						
I J U	戦	略	室	柳	平善行君						
移	住	定	住	担	当課長						
会	計	管	理	者	野	辺	地	利	之	君	
兼	税	務	住	民	課	長					
保	健	福	祉	課	長	浅	水	涉	君		
産	業	振	興	課	長	川	原	憲	彦	君	
地	域	整	備	課	長	関	口	猛	彦	君	
教	育	次	長	松	浦	拓	志	君			
地	域	整	備	課	主	幹	上	村	浩	之	君
兼	水	道	事	業	所	長					

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事	務	局	長	大	久	保	勝	彦
主	任			山	本	猛	輝	

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（桂川俊明君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 10 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお 7 番、櫻庭豊太郎議員。11 番、高崎覺志議員から欠席の届け出がありました。

これから、本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（桂川俊明君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

◎議案第 1 号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） これから、本日の議事日程に入ります。

なお、説明が終わっておりますので、質疑から行います。ご了承願います。

日程第 1、議案第 1 号「九戸村下水道事業の設置等に関する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 1 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号「九戸村下水道事業の設置等に関する条例」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 2 号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第 2、議案第 2 号「令和 5 年度九戸村一般会計補正予算(第 4 号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6 番、坂本豊彦議員

○6 番（坂本豊彦君） 6 款の農林水産業費について、お伺いをいたします。漬物

製造継続支援事業補助金ということで計上されておりますが、今まで漬物を出品してきた農家、そしてまた今後も継続して漬物を出品したいという希望者がどのくらいあるのか、お伺いをいたします。

もう1点は、放牧場管理についてということで、修繕料が計上されておりますが、この内容についてお伺いをいたします。

○議長（桂川俊明君） 産業振興課長

○産業振興課長（川原憲彦君） まず漬物のほうから回答させていただきます。今、オドデ館のほうに漬物として出している業者が11事業者です。それで、そのうち8件が個人の農家の方々が行っているようです。ただ、実際、改正になったことによりまして、猶予期間が過ぎた場合に、もう漬物は出さないという回答をされた方が2名ございます。あとの方については、補助があれば続けてみようかなという意見もあります。ただ、実際年齢とか、あとは設備に係る金額等も大きいものですから、実際のところ継続できるかというのは、ちょっと本人たちの判断によるとは思われます。

そして、次の牧野の修繕費についてです。修繕費が180万円ということで、計上しております。主な内容というのが、育成舎が平成18年から、設置したわけですが、その当時からの水槽、ボールタップの修繕。そして、ホイールローダー、これも平成18年ですけれども、エンジンから油漏れがしているということの修繕です。これが35万4,000円ぐらい。そして、先程のボールタップが40万7,000円。そして育成舎の鉄の枠、牛を入れている鉄の枠ですけれども、あの溶接部分が亀裂が入ってきているということで、その部分が31万1,000円。そしてディスクモアが、これも平成18年のものですが、溶接部分に亀裂が入っているということで、これについても48万6,000円ですけれども、修繕をしようとするものです。いかんせん、平成18年のものですので、だんだん老朽化しているということで、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（桂川俊明君） 6番、坂本豊彦議員

○6番（坂本豊彦君） 漬物については、随時希望される方に対処していただきたいのと、今、牧野の農機具の関係でかなり古い型のものがございまして、どうしても修繕に費用が掛かるということも、私も農家をやっていてありますが、古くなればなるほど修繕に掛かる費用がかさむということでございますので、例えば更新の計画とか、今後も立てて、計画を練っていただきたいものだなと、そう思います。

続けて、もう1問、質問させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

10款の教育費について、お伺いをいたします。学校給食施設設備ということで、中身についてちょっと聞き漏らした点がございまして、もう一度説明をお願い

したいと思います。

○議長（桂川俊明君） 教育次長

○教育次長（松浦拓志君） 10 款 6 項 3 目学校教育施設費の修繕料、需用費、修繕料 94 万円の内訳について、お答えいたします。こちらは、給食センターで使用しております温水ボイラーの燃焼装置の部分に経年劣化による配管のひびが入っているもの、こちらの部品交換を行うための修繕料がまず 6 万円。それから同じく給食センターにおいて、加熱調理後の食品を短時間、かつ衛生的に冷却するための真空冷却機というものがございます。こちらが故障によりまして、正常な冷却を行うことができなくなったため、オーバーホールを含めた修繕を行う、こちらのほうが 38 万円となっております。

それから当初予算において、施設設備の緊急修繕料として 50 万円を確保させていただいておりましたけれども、先般、蒸気ボイラー等の故障対応等によりまして、その緊急修繕料が、ほぼほぼ底をついてしまったということで、新たに今回の補正で緊急修繕に対応するため、50 万円を計上させていただいたという中身になっております。以上です。

○議長（桂川俊明君） 6 番、坂本豊彦議員

○6 番（坂本豊彦君） 修繕料の下の委託料についても、説明をお願いいたします。

○議長（桂川俊明君） 教育次長

○教育次長（松浦拓志君） こちらの委託料 315 万 4,000 円ですけれども、こちらのほうにつきましては 8 月 31 日付けで、財団法人九戸教育施設運営会の職員 1 名が退職いたしました。その退職手当支給のための、委託料の増額となっております。以上でございます。

○議長（桂川俊明君） 6 番、坂本豊彦議員

○6 番（坂本豊彦君） ただ今の説明ですと、退職者がおられて、その方に退職金ということで、村が支給するというので理解してよろしいでしょうか。

○議長（桂川俊明君） 教育次長

○教育次長（松浦拓志君） 教育施設運営会の職員が退職した場合、中小企業退職金制度というものに加算しております、そちらのほうの掛金を払っております。それで、令和 2 年度において、教育施設運営会の退職手当支給規程を改正しまして、その規程の退職手当というものが勤続年数によって決められておりますが、その中小企業退職金制度のほうから支払われる退職手当金と、その規定の退職手当、この差額分を村が負担をして委託料として、委託料に上乗せをしてお支払いをするということになっております。以上です。

○議長（桂川俊明君） 6 番、坂本豊彦議員

○6 番（坂本豊彦君） これは、今までもそういう例があるのかどうか、ちょっと調べてみないと分かりませんが、今後もそういうふうなかたちで、退職金を支給

するということなかたちで理解してよろしいですか。

○議長（桂川俊明君） 教育次長

○教育次長（松浦拓志君） こちらのほうが、退職手当支給規程が、規定の金額があるわけで。その中小企業退職制度のほうでは、そちらも勤続年数によって退職金の支給額が決められておるんですけども、どうしても施設運営会の場合、新卒で採用になるという方々が少ないもので、ほとんどが中途採用というかたちになっております。それで、加入期間が短いことから、その中小企業退職金制度のほうから支払われる退職手当が少ないと。それで、その差額については、今後も村のほうで負担していくということになっております。

○議長（桂川俊明君） 6番、坂本豊彦議員、よろしいですか。

○6番（坂本豊彦君） はい。

○議長（桂川俊明君） ほかに、ございませんか。

4番、川戸茂男議員

○4番（川戸茂男君） ただ今の件について、お尋ねをしたいことがありますので。令和2年度に退職手当の支給規程の見直しをとるか、改正をしたというお話でしたが、どのような改正内容だったか、概要でもよろしいのでお尋ねをします。

○議長（桂川俊明君） 教育次長

○教育次長（松浦拓志君） お答えいたします。

令和2年度における退職手当規程改正の内容でございます。まず、令和2年度改正前ですけれども、それはその時点では、中小企業退職手当制度のみの支給となっておりました。それが、先ほども申し上げましたとおり、中途採用者が多いということで支給額が少ない。それと、平成20年度以前は、村から施設運営会のほうに委託料に、給与費の1割を委託料に上乗せして支給しまして、そちらのほうか中小企業退職手当制度のほうの掛金を施設運営会のほうでは負担をしていた。その残り、残額については、給食施設運営会のほうで積立金を、積み立てをしておりまして、その退職、中退共のほうからの手当てに上乗せするかたちでお支払いをしていたという経緯がございます。平成21年度からは、村の行財政改革の流れから、その給与費1割相当の委託料というものが削減されまして、それ以降の退職者については、中退共からの退職手当のみとなっていたと。その平成20年度以前、それから平成21年度以降の退職者、ここに著しい不均衡、不公平が生じていたということで、その辺を待遇改善という観点から、令和2年度に改正したものでございます。

この改正内容ですけれども、勤続年数に応じた支給率を乗じて得た額を正規の退職手当額と定めまして、その支給率に関しましては、市町村職員共済組合の退職金支給率と同様の支給率にするように改正したものでございます。以上でございます。

○議長（桂川俊明君） 4番、川戸茂男議員

○4番（川戸茂男君） 令和2年度に、退職手当の支給規程を改正をしたと。以前から不均衡があったというようなこともあります。そもそも、そうすれば村の職員の支給規程に準じたかたちで支給をするというようなかたちでいくのであれば、教育施設運営会が法人になっていて、法人税も1,000万前後、多分支払いになっていると思うんですが、法人である意味があるのか、ないのか。その辺のところは、確たるところは断言できないと思いますが、村長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（桂川俊明君） 村長

○村長（晴山裕康君） ただ今の4番議員のお話でございますが、まず、令和2年度に改定した経緯は、ただ今教育次長がご説明したとおりで、不均衡が生じていたと申しましたけれども、その間、退職者はなかったものでございまして、制度上は不均衡が生じておったわけですが、実際に退職者が出たということを控えてですね、平成20年度以前との退職手当を受給しておった過去の職員との不均衡を是正するために、そこは改定しようということで、協議の上、そのようなかたちにして、不均衡是正を図ったというものでございます。

おっしゃるとおり、法人税等、あるいは委託料には消費税が上乗せされるわけでございますが、この教育施設運営会発足当初は、それなりの、何て言いますか、節減効果と申しますか、も望めたというふうにも思っておりますが、いま現在このような状況になってまいりまして、私もそれは課題であるなというふうに認識しております。今後、どのようなかたちで運営していくのがいいのかも含めて検討しているところでございます。ということでございます。

○議長（桂川俊明君） 4番、川戸茂男議員

○4番（川戸茂男君） 先ほどの私の発言の中で、「法人税」と言いましたが、村長が先ほどおっしゃったとおり、「消費税」が1,000万円前後、多分掛かっている、支払いをしているということかと思えます。

それと、いろんな経費削減のために法人化して、給食施設、あるいは教育施設の中のいろんな職員に充てていたというようなことだと思うんですが、そもそも、そういうふうなことでいけば、法人としておく意味もなくなるわけですし、村が直接実施しているに、同等な内容になって来るわけですが、職員の採用やら、ただ今のような給与の関係やら、ここの議会で議論できない部分、不透明な部分が結構出てきているわけで、財政的な負担が増えるようなことではないのであれば、法人としておく意味はないし、村が直接教育施設を運営するほうが透明性があるのではないかと申すようなことも感じながら、質問をさせていただきました。ここでどうこうというふうな断言はできないと思うんですが、その辺も含めながら今後、法人の運営をさせていただきたいと思えます。

- 議長（桂川俊明君） 村長
- 村長（晴山裕康君） おっしゃるとおりだと思います。当時と、今とでは状況が変わってきておりますので、やはりここは抜本的な見直しが必要であるというふうに思っております。
- 議長（桂川俊明君） ほかに、ございませんか。  
8番、岩渕智幸議員
- 8番（岩渕智幸君） 6款の農林水産業費、2項の林業費について、お伺いをいたします。九戸村森林整備事業補助金ですが、これは事業種、件数、面積はいくらか教えていただきたいと思っております。
- 議長（桂川俊明君） 産業振興課長
- 産業振興課長（川原憲彦君） それでは、6款農林水産業費、2項林業費の2目について、回答させていただきます。まず、対象人数は6人でございます。そして面積は、4.48ヘクタールで見込の補助金額が70万4,482円ということで、当初にいただいた予算の差額分を、今回補正をお願いするものでございます。
- 議長（桂川俊明君） 8番、岩渕智幸議員
- 8番（岩渕智幸君） 事業は下刈りなわけでしょうか。事業種ですけれども。
- 議長（桂川俊明君） 村長
- 村長（晴山裕康君） これは、いわゆる県の補助事業から外れたカラマツ等の下刈り整備に対しての村単独の補助、議会でも要望があった補助金のことでございます。細かい中身については、担当課長のほうから答えさせますが、要するにそういう補助事業です。
- 議長（桂川俊明君） 産業振興課長
- 産業振興課長（川原憲彦君） 失礼しました。作業種については下刈りが主でございまして、カラマツ等の5年の下刈りと。あとは4年と、ヒノキの8年ということで、下刈りを行うものでございます。
- 議長（桂川俊明君） よろしいですか。  
（「はい」の声あり。）
- 議長（桂川俊明君） ほかに、ございませんか。  
（「なし」の声あり。）
- 議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり。）
- 議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第2号を採決いたします。  
お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第2号「令和5年度九戸村一般会計補正予算(第4号)」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号の質疑・討論・採決

○議長(桂川俊明君) 日程第3、議案第3号「令和5年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第3号「令和5年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号の質疑・討論・採決

○議長(桂川俊明君) 日程第4、議案第4号「令和5年度戸田財産区特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第4号「令和5年度戸田財産区特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第5、議案第5号「令和5年度伊保内財産区特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第5号「令和5年度伊保内財産区特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

---

◎決算審査特別委員会の設置及び議案第6号から議案第12号までの付託

○議長（桂川俊明君） 次に日程第6、議案第6号「令和4年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第15、議案第15号「令和4年度九戸村水道事業会計決算認定について」までの議案10件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。ただ今、議題となっております10件の議案については、議長を除く議員全員による決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第6号「令和4年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」から議案第15号「令和4年度九戸村水道事業会計決算認定について」までの議案10件については、議長を除く議員全員による決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただ今、決算審査特別委員会に付託した議案10件の審査については、会議規則第46条第1項の規定により、9月14日までに終了するよう

期限を付けることにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、決算審査特別委員会に付託いたしました議案10件の審査については、9月14日までに終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

お諮りいたします。9月11日から14日までの4日間については、決算審査特別委員会審査並びに議案調査、会議対応のため、休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、9月11日から14日までの4日間は、決算審査特別委員会審査並びに議案調査、会議対応のため休会とすることに決定いたしました。

委員会条例第7条第1項及び第2項の規定による正・副委員長互選のため、同条例第8条第1項の規定により、本日散会后に、常任委員会室に決算審査特別委員会を招集いたします。

なお、委員長互選に関する職務は、委員会条例第8条第2項の規定により、年長の委員が行うことになっております。この際、年長の委員は、古舘 巖委員であることをご紹介申し上げます。

---

#### ◎議案第16号の上程

○議長(桂川俊明君) 次に、日程第18、議案第16号「令和4年度九戸村水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し議決を求めることについて」の審議については、議事運営の都合上、9月15日の会議において行うことにしたいと思いますので、ご了承願います。

---

#### ◎散会の宣告

○議長(桂川俊明君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本日以降の決算審査特別委員会は、委員長から通知されます。

次の会議は、9月15日、午前10時から議案審議を行います。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会(午前10時35分)